

自然科学総合研究棟ネットワーク委員会委員長・副委員長の選出方法に関する申し合わせ

1. 委員長（1名）

幹事会メンバー（委員長、副委員長、部局ネットワーク代表者、情報セキュリティ委員）の合議により副委員長から次期委員長候補者1名を選出し、ネットワーク委員会において承認を受ける。

2. 副委員長（3名以上）

以下の手順で次期副委員長候補を出す3グループを決定し、ネットワーク委員会で承認を受ける。

- (1) 立候補するグループを募る。
- (2) (1) で定員に満たない場合、幹事会メンバーの推薦があれば提案する。但し、推薦グループの責任者およびネットワーク管理者から内諾を得ていること。
- (3) (2) で定員に満たない場合、合議もしくは抽選でグループを選出する。但し、1-2号館、3号館および4号館からそれぞれ1グループが選出されるようにする。また、負担の公平のため、当面は過去に自然科学総合研究棟ネットワーク管理者、融合環・旧自然科学研究科の部局ネットワーク委員長と情報セキュリティ委員を出したグループは、原則として抽選対象からはずす。また、構成員が1名のグループも、当面、抽選対象からはずす。

3. 施行

本申し合わせは平成27年3月19日から施行し、適用する。

平成20年3月5日発行

平成21年3月3日改訂：新4号館担当の追加

平成22年3月10日改訂：構成員2名以上が抽選対象となる。

平成27年3月19日改訂：部局からの副委員長の廃止